

第23回 大阪府市エネルギー戦略会議

日時：平成25年1月15日（水）

午後13時15分から15時10分まで

場所：大阪市公館 レセプションホール

「第23回 大阪府市エネルギー戦略会議」

○事務局（東理事）

第23回大阪府市エネルギー戦略会議を開催させていただきます。はじめに、お手元資料をご確認いただきたいと思いますが、本日の資料といたしまして「大阪府市エネルギー戦略構成素案」、それと、参考資料といたしまして「エネルギー戦略（中間とりまとめ）」をお配りいたしております。構成素案につきましては、右肩上に「資料」としまして、章立てとそれぞれの各委員のご分担を、お名前を表示をいたしておりますもの1枚と、それに加えて、各章・各項目ごとに、それぞれご担当に作成いただきました骨子案、箇条書き、またはレジュメ形式のものを添付いたしております。ただし、このうち第2章の第3項放射線廃棄物問題については、別添別綴りになっておりますのと、それから第7章・第11章・第12章については、今日のこの会議には、まだ作成はされておられませんので、それ以外のものが添付されているということでございます。ご確認くださいと思います。

それから、今日のご出席委員でございますが、出席委員の名簿を2枚目に添付いたしておりますので、ご参照いただきたいというふうに思います。今日は、6名の委員さんにご出席をいただいております。2名、大島委員と河合委員におかれては、インターネットでのご参加、都合8名の委員さんにご出席いただいておりますので、会議は有効に成立をいたしております。なお、佐藤委員におかれましては、ご都合によりご欠席ということでございます。それでは、これより本日の議事にいきたくと存じます。植田会長、お願いします。

○植田会長

どうぞ、よろしくお願いいたします。

○河合委員

よろしくお願いいたします。河合がスカイプで出席しております。

○植田会長

大島委員は、大丈夫でしょうか。

○大島委員

はい、大丈夫です。

○植田会長

それでは、今日はエネルギー戦略の策定に向けてということですが、スケジュールの確認を先にさせていただいたと思います。今後のエネルギー戦略の検討スケジュールということですが、府市の統合本部会議への報告が2月8日とすでに設定されているということですので、それに向けて、もちろんこれは、パブコメ等がそのあと続いていくわけですが、さしあたりは、2月8日の府市統合本部会議への報告ということで、エネルギー戦略会議としての提言のとりまとめを行いたいと考えます。そうしますと、本日の会議を受けて、もう一回1月29日にエネルギー戦略会議を開催させていただきますけれども、内容を固めていく上では、ひょっとしたらもう一回ぐらいやらないといけないかもしれない。そんな段取りになってくるということです。

これは私の考えですので、またご意見をいただければと思いますが、構成素案の資料が出ておりますけれども、それを見ていただきますと、大体項目が20ぐらい、章は12章なんですけれども、章の中に項目があるところがありまして、それぞれ、章に値するような項目のところも結構ありますので、そういうふうに考えますと、大体20ちょっとぐらいになるということです。ですので、一つの章・項目を大体5ページぐらいでとりまとめていただくというふうに考えますと、ちょうど100ページぐらいのものになるのではないかと思います。100ページでは書ききれない内容がたくさんあるということですが、2月8日までにまとめるとなると、一番大事な点を明確にするということが必要だと思いますので、むしろ、5ページぐらいにまとめていただく方が分かりやすいのではないかと思いますので、そういう形でまとめる。もちろん、章によって強弱があって、少し詳しく述べないといけないところと、もう少し短くてもいいという、こういうのがあると思いますが、全体としては、そういうとりまとめ方をさせていただければと思います。それを受けて、100ページの本体に対して、一方ではその要約版と言いますか、要旨みたいなものを10ページ内外でまとめるとか、あるいは、100ページでは言いきれなかったことを、もっと緻密なきちっとしたものを作るというのは、後でご相談させていただくというような

形で進められればと思っている次第です。まず、この点に関して、何かご意見等ございましたでしょうか。河合委員、大島委員いかがでしょうか。

○河合委員

はい、あのですね、私、全体のやりかたとしては、今ので全く異議ありません。私の担当の方について言うと、原発を巡る哲学的な問題ということについて、なるべく早く、メモを原稿の形にしてですね、提出したいと思っています。

○植田会長

ありがとうございます。

○古賀副会長

それで、100ページぐらいということで、それは細部にわたって文言まで全部みなさんの合意を取り付けるというのは、かなり難しい作業になる可能性があり、できればできたということでもいいと思いますけれども、微妙なところが残るとか、あるいは、もうちょっとこういうものを足した方がいいとかですね、そういうのが最後に出てきた場合であってもですね、あんまりそれを理由に先に延ばすということは、後ろの方の関係でできないと思いますので、その場合は、統合本部でもご議論いただきますし、あるいはパブリックコメントでも受けるということになっていますので、そういうのを踏まえた上でですね、さらに最終版で変更はあり得るということですね。そういう余地を残しておけばですね、なんとかギリギリまとめられるのかなというふうに思ってます。

○植田会長

ありがとうございました。今大事な話をいただきまして、そういう大きなトーンは変わらないと思いますが、いろんな意味で変更の余地は残るということも含めまして、今のようなまとめ方をさせていただきたいということで、よろしいですか。

○河合委員

はい。

○植田会長

ありがとうございます。それでは、全体の検討スケジュール概要については、そんな形でおすすめさせていただきます。

それでは、まず、資料の構成素案を見ていただだけき、この構成素案に基づいて、各項目に1枚ないしは、もう少し詳しい方もいらっしゃるかもしれませんが、メモを提示していただくというのが、今日までの宿題でした。

まず、全体の構成素案について、集まってきちんと議論する機会が十分ございませんでしたので、私の方で、何人かご意見をいただいてこういう提案なのですから、特にご指摘いただくことがあれば、高橋委員どうぞ。

○高橋委員

はい。だいたい、構成としては、概ねこのようなものでいいかと思っているんですけども、4章・原発依存からの脱却というところでですね、結局、原発を減らしていくというのがこの第4章の大きな方向性だと思うんですが、その際に、じゃあ、どうやって減らすのかという、その基準みたいなものですよ、ルールみたいなものですよ。再稼働するのかとか、するならばどうするのかとか、ゼロになるということは、当然どこか廃炉にしていくからゼロになるわけですけども、その際の基準、40年廃炉というのが、一つあるわけですけども、あるいは、新增設の話ですよ。大間とか島根を続けるという話もあるわけですが、そういう、なんていうんですかね、原発依存からの脱却の一番、要となるところのですね、ポイントが、ちょっとどこで言及されるのか、何かないような印象も受けるので、そこは、ちゃんと入れ込む必要があるのかなと。政府のエネ環戦略でいうところの三つの原則みたいなものがあると思うんですけども、それに該当するようなものって、例えば4章の一番はじめにでも入れて、こういう方針・ルール・段取りで、どこかでゼロにするんですよとか、しないんですよとか、そういうところが必要なのかなと思います。いかがでしょうか。

○植田会長

他にありますか。

○古賀副会長

今の、高橋委員のお話は非常に重要なポイントだと思ってまして、これは、橋下市長なんかもおっしゃってる公正なルールとかですね、システムを作っていくことによって、最終的に原発ゼロになるはずであるという、そういう哲学もありますので、最初に書くのがいいのか、後ろに書くのがいいのか、となるんですけど、要するに、1、2、3ということにおいて、それぞれ、多分提言が入っていると思うんですね、こういうふうにするべき、本当はこういうふうにするべき、今こうなっているけど、こういうふうにするべきじゃないかという。それは、基本的な考え方としては、原発と言っても、原発だけ特別扱いを今までしてきたものは、ちゃんとした普通の電源として扱ってですね、そして、市場の公正なルールにさらしていくということが基本ですよ、というような、そういう基本的な考え方で、そうすると提言がいくつも出てきてですね、そういう提言をもし実行すると、原発が悪だからゼロになるということではなくて、ちゃんとしたルール、基本的な考え方をしっかりしてルールを作れば、その結果としてゼロになるんですということが、多分書けるんじゃないかというふうに思いますので、最初にその考え方を書くか、あるいは最後にですね、この三つの問題に共通するような、あるいは、それをまとめて基本的考え方っていうのを抽出するとこういうことになってくる、そのルールというのは、こういうことになるはずで、そのルールに基づいた提言というのは、1、2、3に入ってたんですよ。それで、最終的にゼロになるはずですね、というのをまとめて書くんですね、それはなんか、そんなようなことがあると、分かりやすいかなというふうに思います。

それと、もう一つですね、ちょっと気になるのは、原発依存からの脱却という、その「原発依存」という言葉の定義というのがですね、要するに「脱原発」という場合と、「脱原発依存」という使い方をする場合ですね、あんまりはっきりした定義がないなというふうに思ってまして、ニュアンス的には、「脱原発依存」の方はなんとなく、「脱原発」という、「脱原発」というのは最後はゼロですという感じなんだけど、「脱原発依存」と言ったときには、依存していると言えない状況であれば、別に少しぐらいあってもいいん

ですよ、というニュアンスが残るように私は考えていまして、特に、政府とか自民党とかは必ず「原発依存」という言葉を使って書くのでですね、そこは、ちょっと明確に定義付けをして、もし全体の方向性として、ゼロを目指す、あるいはゼロになるはずであるところを強調するのであれば、「脱原発」というような、あるいは「ゼロ」という言葉をどこかに入れた方がいいんじゃないのかなという。これは、かなり大きな話になるので、ちょっとそこらへんの定義付けの話ですね、もうちょっと議論しておいた方がいいかなと思います。

○植田会長

前者の方は、そういうことでいいですね。基本的考え方を高橋さんが指摘されて、再稼働問題は、また上の方で、3章のほうで、議論したりとかしていまして、廃炉は2章のところで議論しているというふうになっていて、それから、安全体制の問題は4章のところで、となっているので、それをまた集めてしまうのはまた難しいので、基本的考え方という形で整理して、4章の最初か最後に明示するというのでよろしいですか。

後の方は、ご議論いただいた方がいいかもしれません。原発依存からの脱却となっているんですが、これは、「原発」、「脱原発」、「脱原発依存」の定義という問題と関わりますし、先ほど古賀委員がおっしゃったようなシステムを作れば、結果が、「脱原発」になるという考えと、脱原発は目的だとするのとはちょっとニュアンスが違います、その辺りは、ちょっと重要な点かと思います。若干ご意見をいただいた方がいいかなと思いますが、いかがでしょうか。

○高橋委員

この会議でも、何度か議論したと思いますけれども、意志を持って確実にゼロにするんだと。政策的意図を政治の意志として、ゼロにするんだという考え方と、特に、政府としては、一応民間企業の、企業の私的所有物でもあり、民間の活動の範囲内の問題であるから、政府がそれをゼロにするとは言わないと、ただ、フェアなルールを作りますよと、そうすれば、結果的に本当にものすごい技術革新が起きて、安全性とかもですね、各問題が解消されればそれは当然続けるんだらうと、結果的に残るんだらうと、そうじゃなかった

ら淘汰されますよという、確かに、結果としてはそうなるという考え方の、大きく二つに分かれるのだと思います。先ほどの古賀さんの言葉と、ほぼ対応する関係にあるんだと思うんですけど、前者の方は、おそらく「脱原発」にほぼ近い概念なのかなと、もう、原発をゼロにするんだ、ということですよ。 「脱原発依存」というのは、放っとけばある程度は減るかもしれませんが、減る可能性が高いでしょうねと、でも別に政府がゼロとは言いませんということなので、依存度は下がっていくかもしれないけども、本当にゼロかどうかなのかってのは、それは決めませんと、なのでまあ、完全にイコールではないですけども、脱原発依存という形につながると、ですので、多分この場でですね、どちらか一つにこの会議として決めるというのは、かなり難しいのではないかという気も私はします。ただ、一つのアイデアとしては、例えばゼロにはすると、「脱原発」ってのを目指すんだと、だけれども、それにはいろんな方法があるから、そのルールを作るということを、まずしっかりやると、その上で、ゼロにするにはこういうことをしなければならないというようなことも書くと、例えばそういう2段階でですね、最終的にはゼロに持っていくんだというような考え方が、私はそれに近いのかなというふうに思っています。

○植田会長

はい、どうぞ。

○圓尾委員

私自身は、あんまり、その二つに大きな差を感じてないというか、高橋さんがおっしゃったとおり、むしろ、特にその安全というものに関して、新しいルール、今までとは違った水準でのルールを作るというのが、非常に大事なことだというふうに認識しているんですね。経済的な問題も含めて、それを踏まえた上で、民間の会社が判断するというのが、あるべき姿かなとは思ってます。ただ、2章の方でもあるように、哲学的問題というのですかね、ここは、本当に、私もこの会議で古賀さんがおっしゃった内容で、そういう考え方もあるのだなと、ちょっと勉強させていただいた点なんですけども、哲学的な問題とかがってということが大事だと思う人にとっては、すごく大きな違いを感じるポイントだと思うんですけど、私は、むしろ、やっぱり民間企業の知恵とかいうものを最大限引き出してい

かないと、日本の経済の活力ってのは繋がっていかないというふうに思っていますので、やはりその、やはりルールをきちんと整理するというのが、とても大事なことです。私の中でそっちの方がプライオリティが高くてですね、ですから、その辺のどっちにするかということになれば、みなさんにお任せしたいというふうに思っています。

○大島委員

よろしいでしょうか。

○植田会長

はい、どうぞ。

○大島委員

ルールを確実に、きちんとするということと、政治的意志を持って0%にしていくんだということは、別に矛盾することではなくて、二つに分けられることでもなくて、ルールを設定して、ドイツなんか10年で止めるということと、まあ、厳格、ある程度、あそこはちゃんと損害賠償無限責任でやりますし、厳格なルールがきちっとそれはそれでやるということと、二つの道があるというわけではなくて、どちらもルールをきちんとしながら、政治的意志をきちんと0%にするということもあり得るし、0%にしないということもあり得るわけで、特に、二つの道に分かれるものではないと思っているんですね。違う次元の話だと思いますので、高橋委員の二つに分かれるっていう手前に、二つ、どちらを選ぶという話ではないと思うんですね。という意見です。以上です。

○植田会長

村上委員、何かありますか。

○村上委員

大島先生のおっしゃることもよく分かるんですが、私は、基本的には高橋さんのおっしゃられてた方向の、どうしても、考え方の人間でありまして、最終的に、時世的な秩序と

してゼロになるだろうというふうに思っはいるわけでありませけれども、それにはやっぱり、ゼロにするということではなくして、ゼロになるという、その見込みを持って、様々な科学的な厳密さもあると思いますし、私の場合はどちらかという、全体のコストの問題であるとか、高橋さんのご担当の第8章電力システムの改革の行方という辺りのところにも大きく依存するわけではありませけれども、真っ当な競争の仕組みというのが導入されたら、好んで原子力をやる人がいるとは、ほとんど、通常に商人として考えたときにも、身も蓋もない話ではありませけど、誰がやるのそんなものみたいな感覚でありますので、結果として、そういうところに落ち着くだろうというふうに思っていますので、大島先生がおっしゃるように、二つの選択肢があるというふうにも思いませんけれども、2章のところで特に、原発それ自体に対する基本的な評価を、我々としてはするわけありますので、その上で、方向性というか流れとして、どのように全体の、最終的によくベストミックスと言われる電源の選択肢の最終的な結論がどこへ落ち着くかということについては、私的に言うと、やっぱり高橋さんのおっしゃるような意味合いで、記述すべきなんじゃないかなと、そこを政策的に誘導するというよりも、逆に言うと、基本的に、ルールさえ決めれば落ち着くところに自然と落ち着くというふうに考える立場であります。

○植田会長

ありがとうございました。長尾委員、いかがでしょうか。

○長尾委員

確かに、哲学的な議論をしだすと、「脱原発」と「脱原発依存」は非常に違いますが、実際には、非常にこれは、ステレオタイプの意見を言うと、原子炉そのものの安全性というのはもしかして飛躍的に高くなるかもしれない。ただし、それを実現するコスト、あるいは地震災害、あるいは他の自然災害、そういうものというものは待ってくれない訳ですから、十分な対策をすると、まさに、村上先生がおっしゃったように、自然淘汰される、経済的に自然淘汰されるのではないかと、ですからやはり、ちゃんとルールを決めて、こういう条件のもと、例えば、その最終処分にしろ、費用はだれが持つのか、そこまで考えたコスト計算をしていくと、私は自然になくなると思ってるんですね。ですから、そう

いう面では、今、この戦略会議のこの案として、哲学的なところまで踏み込まなくてもいいのではないかという気がしています。

○大島委員

よろしいでしょうか。

○植田会長

はい、どうぞ。

○大島委員

補足でよろしいでしょうか。私は、ルールを設定すれば、経済的な条件から考えて、おのずとゼロになるだろうと、私もそのように言うこともありますし、実際そう思っています。それはすごく説得力があるし、私自身もずっと、そういう話をしてるので、それは、すごく大事、あるんですけど、私がさっき言ったのは、それを否定しているわけではなくて、むしろ、それを私は乗ってやっているんですけど、その話と哲学の話、哲学的な、倫理的な話というのは、別に矛盾するものでも、区別する、区別はできますが、どちらかの路線じゃないといけないという話では決してなくて、ルールは、きちんとルールとしてしっかりと作る必要があって、それでなくなる…。

○植田会長

大島さん、聞こえますか？

○事務局（田村主査）

あ、ちょっと、接続が切れました。

○植田会長

とても大事なところで切れましたね。

河合委員、ちょっとご意見いただければ。

○河合委員

はい。僕は最後に先生がおっしゃった意見に賛成で、やっぱり両方ちゃんと触れないといけないと思います。それでですね、やっぱりルールをきちんと決めさえすれば、原発はいずれなくなるんだから、哲学的もしくは倫理的議論がいらないというのは、ちょっと本末転倒というか。ことのかたっぽしか見ていないように思うんですね。やはり、ドイツでもですね、やっぱり倫理委員会が出した結論というのは、非常にインパクトを与えた、ドイツ政府の方針変更非常に重大なインパクトを与えたことを考えてもですね、やっぱり、きちんとした哲学的理論もしくは倫理的理論を、推進派の人たちの議論も踏まえてですね、ごく要約した形でしか論ぜられる余裕、時間的、スペース的余裕がないと思いますけど、それは、きちんとしておくことがですね、やっぱり誠実な報告書になるのではないのでしょうか。

○大島委員

あと、私、切れたようなんですが、河合委員が今、おっしゃったことと。

○河合委員

あ、ごめんなさい。すいません。

○植田会長

大島委員、途切れてしまったので、途中からですが、お願いできますか？

○大島委員

すいません、どこの途中からか分からないんですけど。私は倫理的な側面から…。

○植田会長

確か、矛盾しないという話をされ始めたところですよ。

○大島委員

はい。今、河合委員がおっしゃってるように、倫理的な側面も、原発の問題の一つの重要な側面だというふうに思っているの、それはそれとして整理しておかないと、倫理なり、生き方なり、なんて言うんでしょうかね、哲学的な問題をどう捉えたらいいのかということは、それはそれで大阪の戦略会議の中で一つ整理できるのであれば、整理したらいいと思うのです。そこは、わざわざ切る必要はないと思っておりますので、なんら矛盾する問題はないというふうに理解しています。

○植田会長

いや、多分、そこは問題はなくて、今の構成素案でも、2章の2に、原発をめぐる哲学的な問題ということで、ここはちゃんと記述していただくということなんですけれども、第2部のところになって、今、古賀委員から出た表現上の問題としては、「原発依存からの脱却」という表現。

○大島委員

ああ、「脱原発」かという話ですか。

○植田会長

例えば、古賀委員の解釈で言うと、「脱原発」というのは、意志として原発をなくすということをはっきり謳っている感じがするということですよ。だから、表現が微妙なところがありますので、高橋委員のまとめ方だと、政治意志として、目的、目標化するっていうのは、政策論的にいうと、目標が先に決まって、目標を手段を駆使して実現するという発想と、ルールさえ作れば結果はおのずから出るというのは、やはりニュアンスの違いは確かにあるかなと思います。それをよくつき詰めて、どういうルールにするかとか、目標はどういう考え方で設定するかというようなことを議論すれば、かなり近づいたりする側面もあると思うのですけれども。

○河合委員

あ、それとですね、ちょっといいですか。「脱原発」という言葉を使わないでですね、「脱原発依存」という言葉を使うと、「依存」の定義が難しく、全電力の20%、もう脱依存で、30%に比べれば脱依存なんだというようなあいまいな議論になるので、僕はあまり好きじゃないですね。

○植田会長

第4章は、現状はですね、「原発依存からの脱却」という言葉になっているものですから、これについて、高橋委員、何かありますか。

○高橋委員

私の考えは、言っていることは大島先生の言っていることと変わらないと思うのですが、もう一回ちょっと、やや複雑なので整理をしておきますと、まず、やっぱり私は二つの考え方があるというのは、これはずっと思っています。以前もこの会議で申し上げましたが、脱原発には、倫理的脱原発と、経済的脱原発があるというお話をしました。倫理的な方は、これはゼロにするという意志を政府といいますか、が申すということですね。経済的は、普通のまともなフェアな仕組みをすれば、結果的にゼロになるという考え方。これはやっぱりアプローチとして違うのかなと、これがまず一つです。その上で、大島先生がおっしゃっている通り、この二つは何かこう、事実相反であったりだとか、相矛盾するものではない。これも全く賛成です。特に、倫理的な脱原発をする手段として、経済的なルールを決める、仕組みを作るというのは非常に有効ですので、そこは、大島先生が言っていることと全く同感です。ただ、話が分かれてくるのが、サドンデスかニュークリアー・フェーズアウトかという問題に関わります。これは、佐藤さんが言っている分類で、イタリアのようにサドンデスにする場合には、これはもう経済的脱原発ではないわけですよ。100%国の意志で、もう明日からゼロにしますということなわけですから、もちろんその後もですよ、廃炉とかどうやっていくのかとか、動かしてない時の安全の確保とか、そういうのは残りますけれども、これはもうコストの問題とかですね、電検税の話とか、そういうのは関係ないわけでありまして、これはもう政治的に、完全にゼロにすると、ところ

が、我々が今議論しているといいますが、もちろんサドンデスの可能性も否定しませんが、ニュークリアー・フェーズアウトの場合には、非常にややこしくなっていて、これは、ニュークリアー・フェーズアウトは再稼働を意味しているわけですね。一定期間は運転を容認するというのが、ニュークリアー・フェーズアウトの考え方ですから、その際に、先程、じゃあ、その間の仕組みをどうするのか、その、経済的に、何かですね、補助を原発として与えるのかとか、そういう問題、総量規制を設けるのかとか、そういう先ほど言った経済的な仕組みとかが、極めて重要になってくるという関係にあるのかなあとこういうふうに思っています。これが二つのやっぱり似ている、まあ相矛盾はしないけども、やっぱり違うアプローチなんだろうと、じゃあ、どうするのかということなんですが、結局その倫理的脱原発は、私は、政治判断だと思っています。それを政治家が判断する、あるいは、国民がそれを支持するというのがなければ、それはなかなか決められないものだろうと、ドイツもだから、あれだけの期間をかけて議論もしたし、政権交代などを経て、意思決定をしたりとかですね、メルケルさんがあれだけのことをやって、意思決定をして法律まで作ったというのは、それはやっぱり経済システムに介入をして、政治が、倫理的な判断をしてるから、ああいうことが必要になるわけですね。他方、経済的な方というのは、そうではないということなので、経済的判断といいますが、まあ、市場の結果そうなるという結果論だということなんだと思います。従いまして、我々、この審議会が戦略を作るといときに、もちろん、我々委員の意見が完全に一致していれば、倫理的脱原発でいきましょうというのもですね、一つの答申の案としては、あるのかもしれませんが、今、お話を伺っても、比較的、意見が委員の中で分かれているようなので、考え方が、そういうのがありますよということは、当然それは明記をします。したがって、哲学的な問題についても当然触れると。こういう考え方があります、アプローチの方法がありますと、ただ、実際に、我々が提言する、戦略で提言する際にはですね、本当にどちらかに、倫理的に確実にいきましょうって決めちゃうのか、それとも、経済的だけでいこうと決めちゃうのか、そこはなかなか難しいところで、両論併記でちょっとあまりいい言葉に聞こえないかもしれませんが、考え方を示した上でですね、そのシナリオを書くといいますが、そのような内容が、結果的には、適切なんではないかと、それを踏まえて、大阪府知事なりですね、市長なり、あるいは議会がですね、府民、市民がじゃあ、やっぱりこれはもう倫理的にゼ

口にしようじゃないかという判断が、後世といいますか、何年後かは知りませんが、そういうふうに意思がはっきりすれば、そういう方向をとるといふことなんじゃないかと思ってます。

○植田会長

今のご意見について、何かありますか。

○大島委員

よろしいでしょうか。

○植田会長

大島さん、どうぞ。

○大島委員

すみません。なるほど、分かりました。で、要は、構成素案で「脱原子力依存」と書いてあると、「脱原発」なのかという文言の話、まあその根本の話と書き方の話、二つ問題になっているようなので。ただ、文脈を書いていくときに、「脱原発依存」では書けないという部分もたしかに出てくるだろうなという気持ちもしますし、逆に「原発依存」、「脱原発」だと書きにくいというところもあると思うので、そこは、どこかに注記したらいかがでしょうか。「脱原発」とか「脱原発依存」というのは混在して、もしくは混在するんであれば、混在するけれども、それは、判断するものじゃないということとかですね。先ほどの河合委員の、それはちょっと困るという話もありますので、ちょっと混在してもかまわないのであれば、混在してはいかがでしょうか。ちょっと私は以上です。

○古賀副会長

えーとですね。なんか、高橋さんがおっしゃったことの繰り返しになるようなものが多いかもしれないんですけど、脱原発にはいろんな考え方がありますよと、前この会議でも私なりの考えを発表させていただいたんですけど、感情的に嫌いだとかですね、そういうち

よっと、ものを除くと、大きく分けるのが、倫理論とルール論、あるいは経済性論とかですね、そういうことに分かれるのかなと思うんです。その二つをつなぐのが、結局ルールであっても、経済的に市場に任せるにしても、やっぱりルールが必要なので、そのルールの作り方の基本になるところが、もちろん、倫理性がある、倫理的に正しいルールを作りましょうねっていうところが、その二つをつなぐ部分になるところですね。ですから、今は、倫理的に考えてみたときに、まだ原発だけ、ちょっと他は例えば、ゴミは出しちゃいけないよというのは、みんなに迷惑かけちゃいけませんねと、そういう倫理的なところからそういうルールがあるんだけど、原発の場合は、ゴミのことは考えなくていいですよという特別扱いになっていて、非常に倫理的に問題があるというような、そういう繋ぎ方をしていくと、倫理的に正しいルールにしたいですねというのは、答えとして、そのルールを作りました、その結果、やっぱりゼロになっちゃいますね、という、そこが繋ぎになるのかなと思うんですね。そのときに、要するに、サドンデスでいくのか、フェーズアウトでいくのかということが、要するに、倫理的に悪いんだったらサドンデスだというふうに、それがイコールであるというですね、考え方もあり得ると思うんですが、厳格な倫理性というのを求めれば、正しい正義のためには自ら命を絶つべきであると、そういう言葉で要求するかという問題であって、それは、私が前から言っている、その必要悪というのを認めるかどうかという議論になってきて、これはまた、やっぱり、その二つを繋ぐものだと思うんですね。倫理的に良くないんだけど、それで本当にそれをつき詰めちゃうと、みんなが死んじゃうと、そこまで、あなたたちは正しく生きなさいと言われていたんですかという部分があってですね。そこを、じゃあ、必要悪はやっぱり、倫理論をやっても必要悪というのは、ある程度自分たちが生きる範囲では認めざるを得ないんじゃないかというのを倫理の範囲内で認めるとすればですね、それが、猶予期間であったりですね、あるいはルールの作り方、ルールをどの程度厳格にするか、どれくらい段階的にやっていくかというのが、そこに、その議論になっていくというような問題になるんじゃないかと、考え方であるのかなと思います。

それで、そのときに要するに、技術的な可能性をどう見ているかというのが、結構重要な、実は知らず知らずのうちに前提となっているんですね、考え方として、さっき、どっかで議論がありましたけれども、原発自身の安全性、非常に飛躍的に高まる可能性がある

か、あるいは、廃棄物の処理について、全く新しい、全くと言わないですけど、かなり飛躍的に安全で、かつ効率的な技術ができるかもしれないという、そこに非常に期待をかけるということが現実的だと思っている方もいらっしゃると思うんですね。そうすると、倫理性という、倫理的な理論をクリアできる原発があるかもしれないというんですね。そこは、どう考えるかということ、私はちょっと違いが出てくるのかなという気がしていますが、そうでない部分では、現状ではやっぱりいろんな問題があるというのが、おそらく、みなさん合意ができるので、今のままというのは、今のまま放置するのは倫理的には許されないんじゃないですかということと言えるのかなという気はしますけれども。

○植田会長

よろしいですか。そしたら、高橋委員の言葉だと、倫理的脱原発と経済的脱原発ということですけども、ルールの作り替え方の問題として、徹底的に詰めてみるということで、誰もが一致できるという点は、倫理的で公正なルールを作るということでは一致できるのではないかと、それは実質的に、うまくいけば、倫理的脱原発と経済的脱原発を一致させる可能性がある、こういう趣旨だと思うのです。しかし、経済学の用語でいうと、不確実性とか期待の問題とか予想の問題ですね、そういうのがあって、将来は分からないことをどういうふうに想定するかというようなことにもなって、技術的可能性の問題も含めまして、やはり見方に違いが出るというようなところはないかということなんです。そこが猶予期間の問題や、徐々にとかいう話が出てくる可能性になって、明確なシナリオというかたちで出すかどうかは別ですけども、そういう違いが出る可能性があるというようなことは触れておくというようなことになりますか。

○大島委員

すごく大事なので、やっぱり、整理していただきたいと思うんですけど、倫理的な脱原発だからといってサドンデスとは限らないんですね。当然ながら。ドイツはそうですから、フェーズアウトですから。ちょっとそこは、多分植田先生の方で、上手く整理していただければ嬉しく思います。

○植田会長

それは、今の解釈では、ルールの作り替え方で、どういうふうに統一したものが作れるかっていう話で、まとめようとしてる、こういうことです。

○大島委員

はい。

○植田会長

そしたら、今の議論を踏まえて、それをどこに、最初がひょっとしたらいいかもしれないような気もしたりしますけどね。

○古賀副会長

哲学の問題に触れるときに、その哲学とルールの関係みたいなことを最後にひとこと入れて、一言ってというか、1項立てて、それで入れて、それで、また4章で議論をまとめるときにそれをまた受けて書いたらどうかなというふうに。

○植田会長

そうですね。4章の、最初の基本的考え方は、きちり書いた方がいいかもしれませんね。一つ項目を起こしていただく必要が出てくるかと思います。一応、そしたら、全部受けるようにすると、4章の4にして、4章のタイトルの問題もありますが、4章の4にして、その基本的考え方っていう、そういうふうにしましょうか。はい。ありがとうございます。

今の点以外に何かご指摘いただく点、非常に大事な議論ができたと思うのですが、他にいかがでしょうか。

私の方から1点ですね、報告書全体が、電気に関わる、電力に関わる問題ですずっと話をしているのですけれども、エネルギー戦略と言っているのも、実際のエネルギー消費からいうと熱の形態が多いという問題があって、それをどう取り込むかという問題は、エネルギーに付随して起こる諸問題、例えば、温暖化に関わる問題とかにとっては、とても大事

な問題でもあると思います。中でも、コジェネというような問題と関わる問題があるわけですね。なので、そのところを別途、補論でも熱に関わることを記述するというようなことはあった方がいいんじゃないかと思います。そうすると、どっかでコジェネ出てくると思うのですが、そういうところの議論も分かりやすくなるという面もあるんじゃないかなと思ったりするのです。その辺の扱い方についてご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○高橋委員

全く私も同感、同じ問題意識を持っておりましたので、賛成です。ただ、どこにどう入れるかというのがなかなか難しいところで、やっぱり原発の問題から始まっているので、どうしても、1章、2章、3章、4章、ずっとこの辺、電力の中心の話なわけですね、原発ってのは結局電気になってるエネルギーですので、まあ、需給の問題も結局電力の話だし、再生可能エネルギーも、他はまあ、再生可能エネルギーも熱に使われる場合もありますけれども、当面電気っていうのが一つ大きな柱になっていますと、なので、ちょっと難しいところなのですが、補論という形にするのか、例えば第2部の最後にもう一つ何か章を立てて、別とかの話とかですね、ちょっと、含め出したらきりが無いのですけれども、例えば、自動車の話ですよ、電気自動車になっていくというのは、ここは電気の話になっちゃいますけれども、エネルギー全体の話を含める部分がどっかにつけたいというのは全く同感ですが、なかなか、じゃあどこに入れるのかというのは、ちょっと難しいところだなと思っています。

○植田会長

他にご意見いかがでしょうか。

○村上委員

植田先生、高橋さんのおっしゃること、全く同感なんですけど、満点答案を目指すべきじゃないと思います。今まで議論してないじゃないですか。これは、満点答案じゃなくて、一言書けばいいと思うんですよ。エネルギー戦略としては、こういうものを含むべきであ

ったけれども、我々は、ここへ議論を集中したんだと。それについて、きちっと自覚があるということだけ、もう、1行書けば、それでいいんじゃないかというふうに思います。

○植田会長

その方がありがたいと思うのですが。書くとなると、とても大変ですし、確かに議論もしてないわけですから。でも、ウエイトとしてはかなり大きいものを持っているということです。だから、その自覚を明記しておくという形で処理するというだけでもいいですか。何かありますか。

○長尾委員

まさに、そうだと思う。実は、再生可能エネルギーの普及のことは書いてありますけど、それ自体はどうするかとあって、やっぱり議論してないわけですよ。例えば、地熱なんてものは、非常に国立公園とかいろんな問題が絡んできて、ですから、やっぱり意識してるということを書いておくしかないんじゃないかと思います。ここでは。

○植田会長

じゃあ、熱というのは別途、重要な領域としてあって、というようなことですね、そういうことを明記して、目次の筋に集中したということ。

○古賀副会長

おっしゃるとおりで、それで、一番最初のところに、この会議で議論したことを中心にまとめましたと言って、まだ議論は尽きていない部分については、簡単に触れるに留めていますとかいう、そういうのを。

○植田会長

そういう形で処理させていただくことにしたいと思います。河合委員、大島議員、よろしいですか。

○大島委員

はい。

○植田会長

他に何かございますか。よろしいですか。

そしたら、全体の構成素案は、今の第4章を補足させていただくことになりましたし、あと、注記が若干、熱に関することとか必要になりましたが、基本的にこの方向で進めるということでよろしくをお願いします。

そしたら、可能な範囲で、みなさんの方から、各章、項目についてメモを出していただいておりますので、ご覧になってご指摘いただくような点があったら、よろしくをお願いします。全部やってると大変な量になりますので、それは難しいかと現時点では思いますので、それぞれについて、ぱっと見ながら、いきましょう。

そしたら、第1章が、大阪府市がなぜエネルギー戦略を掲げるのかということで、こういう項目を少し入れようということでもあります。順番にいきます。

第2章第1項、原子力推進体制ということです。全体的には、どうしても重複がある項目が出てくるかなと思うのです。例えば、ここでも、2章1項のところの推進体制は、終わりの方に財政的支援というような話とか出てまいりまして、これはおそらく、大島委員の税財政の改革のところ、話はされるんじゃないかと思ったりしますが、多少の重複がないと読めない面もあるかなと思うので、5ページずつすすんだところでその調整問題につきましては、議論をさせていただけたらと思っています。

それでは、続きまして、2章2項、原発をめぐる哲学的な問題、この「哲学的な」という言い方と、「倫理的な」というような言い方と、どうでしょうか。

倫理の方が、いいですか。私は、ドイツも倫理委員会だったなあというふうに思ったりもしたんですが。

○古賀副会長

原稿まで調べないといけないね。

○植田会長

そうですね。原稿まで調べないといけない。おっしゃるとおりかもしれないですけども、一応、こういう形で進めるということによろしいですね。

○古賀副会長

先に議論。

○植田会長

もちろん、議論に入るといことです。それでは続いて、第2章4項ですね。第2章が、原発をめぐる諸問題ですよ。廃炉の問題ということで、メモを作っていたら、何かあります。はい、どうぞ。

○高橋委員

別に、第2章第4項に限った話ではないんですが、特に、ここが典型的だと思うんですけども、非常にこれ、専門的な話なわけですね、もちろん、これは極めて重要だと思いますし、佐藤さんは、これだけのことを書くだけの十分な知識をお持ちで、是非こういうことをですね、ちゃんと情報発信していく必要があるというのは全くその通りなんです、はたして、大阪府市のエネルギー戦略にですね、書くべき内容なのかなと言われたらですね、ちょっとあまりにも専門的過ぎる、全然、私、専門家じゃないんですけども、クリアランスレベルがなんか、100、BQ とかなんか、あるんですけども、パーキログラムとか、トリチウムとかですね、ちょっとこれ、ちょっとした専門家でもよく分からないような言葉がたくさん並んでいるので、もちろん佐藤さんの観点からは非常に重要であると思って書かれてはいると思うんですけども、もう少しこれ、ここだけじゃなくてですね、全般的にどこまで詳細に書くのかというところを、やはり、どっかで調整をするっていう作業が必要なのかなと、例えば、会長のもとで事務局がやられるのか、そういう、ちょっと分かりませんが、全体のトーンとか、どこまで深くやるのかなと。

で、その際の一つの考え方を、ちょっと考えてみたんですけども、まず、国に対する提言の部分ですとか、全国共通でいえるようなことというのが、たくさんあるわけですよ

ね、この中で、今のところなんか、原子力の廃炉の際には、こういうことを考えるべきだということを、ほんとに専門的なことが書いてある。だから、こういう提言的なものは、もちろん佐藤さんが専門性をもっているから是非やるべきだというのは分かるんですけども、やはり、大阪府市の戦略会議としては、ちょっと深入りしすぎなのかなという点もありますので、そういう国に対する提言的なものは、やっぱり論点骨子を大きなものに絞った方がいいのではないかと。

それを前提としつつ、じゃあこれを大阪の戦略会議ですって、もうちょっと詳しく触れるべきことは二つあるんじゃないかと思っていて、一つはそういう国の方向性、国の方が明確にこちらの方にいこうとしてることは違うんだと、大阪府市の立場からは、それはそうすべきじゃないと、こう何か批判といいますか、反論といいますか、これはおかしいと、こうすべきだという違う案を出す場合ってというのは、それはやっぱり、多少細かくても言うべきなのかなというのが一つです。

もう一つは、やはり自治体に関わる話、地方自治体は、特に大阪だと思うんですけども、大阪がもっとこれは積極的にやるべきだとか、大阪の、例えば電力需給の問題とか、大阪の再稼働とかですって、大阪、関西に直接関わるような話ってというのは、これはやはり当然ある程度深く入るべきなのかなと、例えば、長尾先生が地震のことについて書かれていますが、これも、日本全体の地震の話については、あまりにもこの深く書き過ぎるとやっぱりトゥーマッチなのかなと、しかしながら、例えば、若狭湾についてですって、大阪原発に関わることに關してはある程度深くを書いてもいいのかなというふうに、例えば思うわけです。

したがって、全体の話、総論の話、国に対する提言の話は、論点骨子であり深入りはしないと、しかしながら、国に対して、いや、地方ではもっとこうすべきだという反論といいますか、提言といいますか、違う方向を主張する。それから、自治体、特に大阪、関西に関わる部分ってのは深く深入りする、このような、例えばですよ、基準をもって、その濃淡をですって、整理していくというのは、いかがでしょうか。

○植田会長

いかがですか。何かありますか。

○古賀副会長

ちょっと迷うところがあって、国に対案を出すときは詳しくきっちりというのは、これはあのいいと思うんですけど、全国共通の話題はちょっと薄めで、大阪特有ないしは地域性のあるものを詳しくっていうふうにやるのがいいかなって感じはするんですよね。

だから、僕は、ここで議論した中での重みってというのは何となくあるじゃないですか。だから、議論されなかったってことは、何と云うか、少なくとも大阪の戦略会議としては、それほど緊急に詰めなくちゃいけないという意識がちょっと低かったと言ったらおかしいですけど、議論した中身が、かなり優先的にみんな関心をもって大事だと思っていたということなので、ここでの議論はなるべく反映するってということと、それから、国に対して何か言うときはあまりいいかげんなことは言えませんねということと、それから、当然のことながら、大阪とか関西っていう地域性のある問題はなるべく手厚く書くという、あまり時間ないかもしれないですけど、考え方でいいのかなという気がします。

○植田会長

全体的には、ここで議論してきたことは、高橋さんの言え、国とは異なるというのがあるのですけれども、今日の議論との関係では、ルールを作り替える必要性を提示する部分をきっちり作った方がいいんじゃないかなと思います。佐藤委員のは、廃炉の基本的考え方の次というか、技術系を見たところが多いので、廃炉をどう考えてどう進めるべきかは、4項の最初に書いてもらった方がいいのじゃないですか、そんな感じがしました。技術的基準がないと、実際の廃炉の話してないといえ、そういう面もあると思うのです。最初に考え方は明記していただく、あるいは、現在の国の廃炉の動きはどうだというようなことを言ってもらって、それに対してこうだというふうに言ってもらった方が、多分この内容が分かる話になると思いますので、ちょっと補足していただくように、お願いしたいと思います。他にありますか。

○古賀副会長

それで、佐藤さんのところは、すごく専門的なことを書ける方なので、それもまたたくさん入っている可能性があるんですけど、それがですね、私は、難しいからと切り捨

てる部分もちろんあるとは思いますが、難しいからというよりは重要度として何が重要かという基準にして、それで、重要なんだけど難しいっていうのはあると思うんです。結構、このことを理解すると根本的なところが覆るんじゃないかという議論もちょっと出てくる可能性があるんで、できれば、私はなるべく、ちょっと佐藤さんのものをよく読んで、佐藤さんにいろいろ質問したりして、要するに、この書き方だったら誰も分かんないけども、こういうふうに書けばこういう普通の言葉にすると、みんなが「えー、そんなことがあるんですか」という我々もね、気づかされるというものがあれば、それはそういうふう書き替えて入れてもらおうと、もしかすると、非常にいいものが出てくるのかなと思います。

○長尾委員

同じことなんですけど、佐藤さんの、例えば、これテクニカルに非常に詳しいということで、問題は、技術的に、例えば廃炉の難しさの問題と、一番根本的に重要なことは、放射能というものが、いわゆるケミカルといういわゆる、何らかのことは消せないということで、要するに、例えば、薬をかけたら中和するというものではないということを書くべきだと思うんですよね。そこは多分古賀さんが官僚時代の経験を活かして、「これは、こういうことでしょ」という文章を書くのが、一番分かりやすいと思います。

○植田会長

ということで、ありがとうございました。

続きまして、第2章5項は、原子力のコストと経済性です。いかがでしょうか。よろしいですね。

それでは続きまして、第2章第6項、原子力損害賠償制度です。これも、大島委員がかなり詳しく、これだけで一冊になるような感じですけども、よろしいでしょうか。

続きまして、第3章、関西における電力需給問題と原発再稼働問題についてですが、その中の1、2012年夏の電力需給状況というのが、私のです。これは、昨年の夏の需給の予測、あるいは結果の評価。中西日本で一緒にやればという話が出てきます。少し議論になるかもしれませんが、大飯の再稼働が必要だったか、必要でなかったかというような評

価問題が出てくる可能性があります。これまた、要するに具体的になった時に改めて議論させてもらえばと思います。

続きまして、第3章第3項、これは、大飯再稼働問題の経緯と原発再稼働廃止において、我々戦略会議が提示した8条件がありますので。そういう内容、よろしいでしょうか。株主総会の話は、全体のところのどこかへ出てくるんですけど。項目にはないですね。それはどうでしょうか。

○古賀副会長

立ててもいいですね。

○植田会長

そうですね、そういう気がします。

○古賀副会長

1項立てるか、ちょうど時期的には再稼働の話と同時期にやってたので、どっかでそこら辺と絡めて入れるかなと思ったんですけど、別立てにして、今後どうすんのかっていう問題もあるんですよ。そこについて、ここでも議論して、二つの考え方がありますよねと、要するに、持ち続けて関与政策でやるのか、それとも、どうせ持っても何も言うことを聞いてもらえないんだったら、もっと有効な活用の仕方があるんじゃないですかと大きく分けると二つあったと思うんですけど、まあそこら辺は、そんなに何ページにも提出になるような改革ってのは。

○植田会長

再稼働に限った株主総会での動きは、多少ここで触れていただくかもしれませんが、株主として今後どうするかみたいな話との関連は、第3部のところの最後になりますでしょうか。府市の役割に関わるところで、ちょっと言及の仕方について、またあとで議論させていただければと思います。

続きまして、第4章です。4章1項は、安全問題、地震の関係です。これも、極めて重

要なことですが、よろしいでしょうか。

続きまして、同じく第4章1項の中ですね、世界最高水準の安全レベルと原子力安全体制ということでもあります。これもよろしいでしょうか。

○古賀副会長

この安全基準について、規制委員会が今月中に骨子を出しますので、ちょっと、どの程度の詳しい内容のものになるかは分からないんですけども、佐藤さんには、是非それは一応見ていただいてですね、とりあえず、言っとくべきことは、ここにもし入れといってもらいとありがたいなということで、それとは別途ですね、おそらくパブリックコメントとかを求めると思うので、この会議としてですね、佐藤さん中心にちょっとアイデアを出していただいて、できればその安全基準に対する意見というのを出せたらいいなと思いますね。

○植田会長

これはとても大事な案でした。上手く 29 日の会議の場に間に合えばですけど、何日に出るといのは聞いてますか、まだ分かりませんよね。それが出たのに対する、それなりの検討が必要かと思しますので、位置づけておきたいと思います。

それから、4章の2項、原子力技術の継承と人材育成でございます。何かございますか。

全体的に、その項で何を言ってるかというメッセージの内容が簡潔に分かるような書き方を、心がけた方がいいですね。それぞれ重要ですから。ちょっとその辺り全体として留意していきたいと思います。それでは、ありますか。

○高橋委員

今の、4章の2のところですね、やっぱりこれ、「脱原発」にするかどうかによって、かなり意味合いが変わってくるわけですよ、なので、それもここに書いてることはもちろん間違っていないのでしょうけれども、やっぱり原発をゼロにするっていう、政府が決めるっていう場合にすごい強い反応になったのは、そうするともう、みんな人材が逃げ

ていくと、新しく大学でですね、大学生で原子力工学に行く人がいなくなると、そうすると、安全な運転すらできなくなる、廃炉もできなくなると、だからできないんだっていう、ちょっと本末転倒な議論もあるわけなんですけど、ただ、現状としては多分正しいと思いますので、その辺をちょっとこう、漠然とこうなんていうんですかね、書くというよりも、こういうふうな政策判断によってこういう影響を受ける的な、そういうところに留意されたいんじゃないかと、佐藤さんはちょっといらっしやいませんけれども、と思います。

○植田会長

ありがとうございました。そういう大きな方向性としての移行過程を念頭に置いて、この問題を整理していただくようにしないといけないと思いますので、その点留意したいと思います。

続きまして、4章3項、エネルギー税財政改革という話なのですが、一つ私が気になったのは、原発立地地域の問題ですね、一般的なエネルギー税財政の改革の問題と、立地地域をどうするのかという問題が、あります。原発依存の地域だったのがそうでない地域に変わっていくという問題とこの税財政の改革問題が連動するところがあるかなと思いますが、大島委員、どうでしょうか。その辺は。

○大島委員

了解しました。要は、立地対策としてやられてきた、その部分をどのように改革するかという話かと思いますが、一つ大きな、個別ではすごく大きな論点だと思うんですけども、できる限り書いた、私なんかは立地財政を、原発、まあ「脱原発」か「脱原発依存」なのかは知りませんが、少なくとも、原発に依存しない地域にするためへの交付金とか、その助成金みたいなものに変えていく必要があるというふうに思っていますので、もしご同意いただければそのような方向で、詳しくは書けないんですけども、触れる程度には書きたいと思います。いかがでしょうか。

○植田会長

つまり原発をやめられないという理由が、再処理もそうですけれども、それより地域の理由でやめられないという議論が時々出るのは、本末転倒しているところがあるわけです。しかし、現実には地域の方がいろいろ困るという問題はあるので、それをどうするかということが大変大きな課題になってることは確かだと思います。それに対する言及が必要かなと思いますので、この章、項目でお願いしたいと思っています。大島委員、よろしくお願いいたします。

それでは5章です。ここは、再生可能エネルギーの普及の方策というところでありませうけれども、ここは、どうでしょうか。

○大島委員

あの、よろしいでしょうか。

○植田会長

はい、どうぞ。

○大島委員

ここは、詳しく書いてないですけど、先程の議論でいうと、電気の普及、特に植田先生が関わられていらっしゃる FIT による普及施策と、そのこのこれからの改革の方針みたいなことが念頭にあるんですが、そういうことでよろしいでしょうか。

○植田会長

どうですか。基本的にこれでやっていただいたら。高橋委員どうぞ。

○高橋委員

この内容は、この内容でももちろんいいと思うんですけども、加えて例えば、その立地関係のですね、規制の問題とかもありますよね、国立公園がどうのこうのとか、料金がどうのとか、そういうのは、加えなくていいんでしょうか。

○大島委員

私にはちょっと書けないですね。書きたいんですけど、ちょっとここにいるので書ききれない感じはしているんですが、触れることは重要ですね。触れたいとは思いますが、いかがでしょうか。

○古賀副会長

これは、だから、大島先生に無理矢理みんな押しつけちゃうのは、ちょっと申し訳ないかなという気はするんですけど、結局、国がエネ環会議とかいろいろ出しましたよね、要するにもし、30年何とかにするんだったら、こんないろんなことをやんなくちゃいけないけど、そんなことできるんでしょうかという趣旨でいろいろ言っている、例えばその、もうすべての家に太陽光を乗っけても足りませんよとかですね。

それに対してもし我々が、オプションのいくつかの中にですね、こんなに、再生可能エネルギーをもっと普及できるはずだというのを、経済シミュレーションなんかでは出したいと思っているんですが、それをやる時に、じゃあ、それって具体的なイメージとして太陽光が、え、どうやって増えるのとか、地熱が本当にそんな増えるのとか、こんなにネックがあるじゃないですかという議論に対する答えは、ここではあんまりちょっと議論はしてないんですけど、何かできればあった方がいいなというのは思っていて、それはちょっと、今、自然エネルギー財団の大林さんのところとかですね、そういうところから今、知恵出しとかもしていただいているので、大島先生のところでは、もちろんやっていただければとは思いますが、さらに、追加的に何かこちらの方でできればですね、高橋さんとかも、何かいっぱい知恵がありそうだなって気も。それもあるかなっていう気もするので、ちょっとみなさんの知恵を、もしあれば追記的に出していただいて、少しでも充実できたらっていうふうに思います。

○圓尾委員

この大島先生が書いてらっしゃるのに加えてですね、やはり、橋下市長なんかもよくおっしゃるのは、もう本当に、どれだけのスピードで、どういう代替ができるのかという、そのキロワットアワーの対応、もしくはキロワットの対応というところで、どれくらいこ

れが活躍できるのかというのが、これは省エネとか化石燃料もそうですけれども、大事なポイントだと思いますので、本当は、今、古賀さんがおっしゃったようないろんな試算をやればいいんですけども、この会議ではその辺詳しく議論してこなかったもので、それをあえて盛り込む、ちょっと時間的な余裕もないと思いますので、少なくともいろんなところがいろんな試算をして、公的な会議でも出てるものがあると思いますので、こういう会議では、例えば、地熱に関してはこのくらいのポテンシャルがある、太陽光についてはこのくらいのポテンシャルがあると、こういうふうな試算をすればこういう数値が出てくるっというのを集めるだけでも参考にはなると思うので、それは事務局でもいろいろやっていただけるんじゃないかと思うので、その程度でもちょっと量に関しての何かしら記述があるといいのではないかと思います。

○植田会長

そうですね。再エネに対しては期待が大きいわけで、反対という人はあまり多くないかもしれませんが、基幹的な電源としてどういうスピードで育ってくれるのかという、そういう疑問はあるかもしれないので、そういう意味では、量的なこととスピードのことを少し整理しておくというのは意味があるかなと思います。

それと、ここは買い取り制度でまとめられてますが、その制度も大事ですが、これが動いていくためにも、立地規制や系統の強化とか、そういう整理しておくべき論点があるかと思うので、大島委員申し訳ないですが、言及するだけでもいいと思うので、全体の構図を整理しておいていただけたらありがたいと思うのですが。

○大島委員

じゃあ、ちょっと方式を改めまして、あれでしょうか。今のお話を聞いて、すごく大変な内容が含まれているんで、本になってしまうような気もするんですけども、5ページくらいで全体像を見るみたいな感じでよろしいでしょうか。

○植田会長

その方がいいと思います。お願いできますでしょうか。ありがとうございます。

続きまして第6章、省エネルギーの推進ということで、既存設備を前提にということで、よろしいでしょうか。デマンドレスポンスはまた別に出てくるわけですね。よろしいですか。

次が、第6章省エネルギーの推進の中のデマンドレスポンスの推進ということで、村上委員の方から出されています。いかがでしょうか。これはかなり実績値も出てくるので、興味深いと思いますが。

○古賀副会長

それで、ですから、そういう意味で、ここでも相当、デマンドレスポンスの話は、村上先生にいろいろやっていただいて、議論もしてますので、省エネっていうのは、本当にいろんなものが、細々したものも含めるとすごくたくさんあるんですけど、そっちの方は、あんまりたくさん書いていてもあんまり特色がでないので、村上委員のこちらの内容と省エネの中の一つの大きな柱にさせていただくというようなことでよろしいですか。

○圓尾委員

すいません。夏にですね、事務局の方で、大阪市での取り組みだとか、いろいろ報告してやっていただいた結果があるので、それをどっかにまとめて、短期的な対応でこういう結果が出たというのは、どっかに書いてもいいんじゃないかなと思うんですけども。

○植田会長

それは、お願いできますか。ご相談して。

○村上委員

第3章のところに出てくるんだろうというふうに、私は思ったんですけど。

○植田会長

需給のところだね。

○村上委員

はい。

○植田会長

ここもあると思いますけれども、ただ、いわゆる新しい取り組みの話なんかは、こっちも出てくる可能性がある。

需給の方は、そうですね、6章のところでかなり取り組んだ実績値は、大阪府市の話はしていただいた方がいいかなと思います。ありがとうございます。

コージェネはどこに入れたらよかったですかね。7章のあとぐらいにでも、これは全部6、7とつながっている部分もあるようなので、レスポンスとも繋がりがあるように思うのですけれども。この辺は、かなり力を入れてやらないといけないし、大阪府市でもかなり大きなポテンシャルはあるのじゃないかと思います。その辺り、コージェネについては事務局的に整理できることはございますか。今後ますます重要な位置付けになる。熱との取り組みでもありますので。

○圓尾委員

すいません、いいでしょうか。私はですね、そんなこと言うとお前書けと言われそうなんですけど、高橋さんが次のところで書かれてる、システム改革の最後のところに、大阪府市の役割という項目立てて書かれる予定になってますけども、ここでコージェネ全部書いてくれと言うと、高橋さん大変なことになるんですけど、やっぱりその、大阪のような都市ガス網も発達してて、大工場であり、商業ビルがこう集積しているところというのは、コージェネが活躍するポテンシャルってものすごくあると思いますし、いっぱい土地が余ってて、太陽光や風力ができるところとかと比べると、地域的な特性っていうのがそういうところでも出てくると思うんですよね、ですからシステム改革の最後に、大阪府市の役割なんかのところに、コージェネを触れていただくというのが、この中で一番大事なポイントになってくるんじゃないのかなと、ちょっと思ってたんですけど。

○古賀副会長

今、大阪府市、どっちかでその、コージェネの何かプロジェクトとか何かないんですって。何かありますよね。

○事務局（山本副理事）

今年度の事業でですね、休止してるコージェネをもう一度整理してですね、夏冬の節電期間にですね、少しでも足せるようにということで、14000 キロワットぐらいにしか、まあまあ、それぐらいの量なんですけども、今年度にやったという事業があります。ただ、なかなか休止した結果として、施設も廃止してしまったり、とっばらってしまったりというのあって、ちょっと、当初の見込みほどたくさん出てきたということはないという状況は、今年度ございました。その取り組みはしておりました。

○古賀副会長

新しい取り組みってのはないの。それを推進するっていう。

○事務局（山本副理事）

新しいコージェネを作るように、何らかの施策的ということですか。今のところ、それは、やっておりません。まあ、やっぱりコージェネでそこそこの規模の事業者に対するちょっと補助的な要素になってきますので、現在はそこはやっておりません。

○高橋委員

質問ですけど、以前、この会議で、ゴミ発電の話をしましたよね。あれは、コージェネではないのですか。発電のみなんですか。

○事務局（吉田部長）

発電のみです。

○高橋委員

発電のみなんですね。ちなみに、先ほどの圓尾さんの話ですが、別に、8章で触れるのはやぶさかではないんですが、一応私、この8の2の5番の大阪府市の役割、これはまあ、私のこの電力システム改革で担当の絡みから見たら、こういうのがありますよっていうのをとりあえずまとめたっていうことなんですね、なので各章ともですね、府市に限定して関係する部分っていうのがあれば、それは、各章の中でまとめて、こうやって、言及するというのも一つの考え方ですし、いや、そうじゃなくて、最後にですね、第3部の方で、大阪府市の役割っていう12章のところですか、ここにありますので、いや、そこにもうまとめて、一括して投稿するっていうんだっていうことであれば、この私の8章からは、この5番の府市の役割は消えるといったようなイメージで、一応は書いています。なので、そこをちょっと決めていただいて、その上でもなお8章でこれに触れろって言われたら、触れられなくはないですけども、むしろ、どうなんですかね、7章の化石のところですね、触れられる方がしっくりくるんじゃないのかな。別に逃げるために言ってるのではなくて、そういうふうに思っているんですけど、いかがでしょうか。

○植田会長

私もそう思うのですが、7章は、書き手の問題がまだ残ってしまして、重要なものだけでも、基本的にそこに入れる格好で、何とかしたいと思います。それで、大阪府市の役割の問題は、基本は、すべてのところでもし必要なら言及してもらって、同時に最後に取りまとめるとした方がいいかなとは思っています。

そしたら、コジェネを、化石のあと最後ぐらいに位置付けるとします。これは例の選択肢の議論をしたときにも、コジェネは全体を通して一定の位置づけをきちっと与えていくということと、資源エネルギー庁に、コジェネ推進室を作って推進することを国として位置付けてるので、特に、大阪のような都市では推進した方がいいと思います。次が8章、電力システム改革であります。これは、よろしいですね。それでは続きまして第9章、原発停止にともなう経済的諸問題ということで、これは、圓尾さんの方からお願いをします。前から一過性の損失の話と、継続的な影響の話ということで、その二つに区分して話をさせていただきます。関心がより高い領域であると思いますので、よろしく申し上げます。

○高橋委員

これは以前、議論した非常に重要な数字の話だと思うんですけども、現状ではですね、前回の何ヵ月か前に発表していたものと同じで、即ゼロにした時にこれだけのですね、電力会社の財務上の問題が生じますよという整理になっています。これはもちろん、これで非常に重要なんですが、おそらく、このままいくと即ゼロだけの戦略になるとは思えないので、例えばじゃあこれだけの、どこかに仮定を置かないといけないんですけども、これだけの数の原子炉が再稼働した場合、例えば一つか二つぐらいのシナリオを作って示すということも、できればですね、やっていただいた方がいいのではないかと、そうするとかなり、数字が違ってきますので、現実感が出てくるのかなと思うんですが。というのが一つです。

もう一つがですね、確かにこれは諸問題としては非常に重要で、もちろん、これは明記していただかなければいけないんですが、じゃあ、どうするのかっていうところがですね、少なくとも、現状では書かれていないようです。要は、電力会社の経営問題へのですね、その対策案というのを、我々が出すのかどうかっていうことです。これは、先ほどどなたかが触れられた、植田先生ですかね、地域対策の問題とも絡んでくるんですけども、結局、原発を減らしていく際には、やっぱり地域のこれまで立地交付金で潤っていた財政をどうするのかっていうのが一つ。これまである意味原発もあれば儲かるっていうことでやってきた電力会社の財務をどうするのかと。この二つに対する、やはり何らかの対案を示すっていうのは、戦略の一つの重要な内容になると思いますので、そこをですね、非常に難しい問題なんですけれども、内容として盛り込むのかどうかってことを、ちょっと議論する必要があると思うんですけども。

○圓尾委員

はい。ただちにゼロではなくて、とにかく段階的にとかっていう場合にどうなるかという、まあ、考え方はそう難しくないんで、示すことはできます。ちょっと、シミュレーションするかどうかまではあれですけども、考え方は示せますね。ただ、こういう負担が発生したときの、その対案っていうことになる、結局お金がどっかから出てこないことにはどうにもならないので、税金投入するか、電気料金で回収するかして経営破たんしな

いようにするか、もしくは、その会社潰れもいいよというような方法を取るかしかないわけですね。だから、そこで、結局、金額がでかいので、そういう考え方しかないですよというようなことは書けますけれども、対案として何か妙案、これというものがあるかという、ちょっとそこまでは難しいかなというのは思っていますけどね。

○大島委員

よろしいでしょうか。

○植田会長

はい、どうぞ。

○大島委員

対案までは、私は書く、書けないだろうな、今、おっしゃられたように、税金投入するか、通常考えれば潰れてしまうということなので潰してもいいなと、私は思っているんですけど。というのは、関係者の経営責任をきちんと取らすということだと思うので、それはそれで一つの考え方ですから、国が手を出すっていうのは、国民がお金を出すっていうことでもあるので、そこは非常に大きな政治的な判断になりますので、まあ、両方しかない、要は譲るしかないということだと思います。あと、もう一つ私の方から質問を加えてよろしいでしょうか。

○植田会長

はい。

○大島委員

ちょっと、他の先生と考えているところでもあるんですが、この一過性の損失について、どこまでこの、すぐ発生するのかっていうことで、私もわかってないところがあるんですが、例えばですね、日本原燃に関しての債務保証や、例えば日本原燃の保有する再処理工場の廃止コストなどを、原発が停止した時に一括して、ここだとなんかその、すぐに一括

計上すべきものだと書いてあるんですが、再処理、あの、日本原燃の保有するものに関してどういう扱いになるのかって…。

ここで私が言いたいのは、日本原燃に関しては、すぐに原発停止とあって発生しないんじゃないか。ですので日本原燃に関する、すぐには発生しないんじゃないかっていうふうに思っているんですね。ですので、ここはどういう振り分けにするかっていうのは決まっていますので、特にその日本原燃の再処理工場の廃止コスト等々に関しては決まっていますので、あたかも電力会社の会計に計上せんといかんというのは、ちょっとどうなんだろうかというふうに疑問を持っていましたので、これは、どのように理解してよろしいんでしょうか。

○圓尾委員

もちろん、今までの制度っていうのは、原子力が突然やめることになるなんてことは前提に制度組まれていないので、どう処理するかっていうのは決まって無いのですが、今の会計制度の考え方からいくと、これだけのコストが発生すると分かったときには、基本的には全部もう一括で計上しなきゃいけないことなので、つまりその、原子力をただちにゼロにするということで、なお、その再処理工場だけを動かすということはありませんという前提に立てば、将来、その日本原燃が稼働して、その役務で対価を支払ってもらってということがないわけなので、結局、日本原燃の再処理工場なんかもすべて原発を即時ゼロにするといった瞬間に、もう基本的に価値のないものだということに確定してしまうことになるので、今の会計制度だと、おそらくはこれ全部一括で認識しなきゃいけないと、ただ当然、その救済措置のような形で法律を作れば、分割計上にできるとは思いますけども、今はそれが無いのでまとめているというふうに考えているということですね。

○大島委員

特にその、私が思ってる、その、出資額の減資はわかるんですけど、また、債務保証の履行も分からなくはないんですけど、日本原燃が保有する再処理工場の廃止コストについては、経営者の会計に計上せんといかんということにはならないと思うんですけど、どうなんでしょうか。

○圓尾委員

まあ、この9社が廃止をするという行為をやらなくていいんだったら、計上しなくていいと思いますけれども、急に放置するわけにはいかずに、株主責任ということで、廃止を、今出資している人たちがやらざるを得ないとするならば、その費用が合理的に見積もられたとすれば、その金額を計上せざるを得ないというふうには思いますね。

○大島委員

質問なんですけど、この出資額の減資は分かるんですけども、再処理工場の廃止コストを電力9社がもたないといけないということですか。その、今の制度のもとでは。

○圓尾委員

いや、制度は、多分潰れるということが決まってないし、それから、今の再処理工場を40年使いきった後には、当然のことながら日本原燃が再処理工場の廃止コストを負担していくと、それは当然、9社が負担するということになるという仕組みだと思うんですけども、結局、その9電力も潰れてしまって、誰もいないということになればですね、当然廃止っていうのは、国がやるとか、自治体がやるとか、誰かが代わりにやっていくんでしょうけれども、9電力が存在する以上は、再処理工場をもし使わないとしたら、彼らがその廃止をやらざるを得ないと思いますので、そうすると、そのコストは負担せざるを得ないんですよ。

○大島委員

というのは、それはそれで、考え方として私は理解できるんですけど、再処理工場の廃止コスト、かなりの額に及ぶのと、制度的にそうせざるを得ないというのはもう、シナリオがあり得るといえるのは理解できるのですが、廃止コストが、9社に負担かけて絶対かかっていう、その制度になっていくのかっていうところに一括の、一過性の損失として発生してしまうのか、誰も払う人がいないんだから9社しかないよねということで入っているのか、それによってちょっと、意味合いが大きく変わると私は思ってるんですよ。

○圓尾委員

もちろん、さっき申し上げたように、制度としては何も決まってないと思いますけれども、制度として決まってなければ、基本的には会計士の判断ですので、もしこういう廃止の処理をやったときに、誰が負担せざるを得ないかということで、これは制度だよねという一般的な認識があるのであれば、それでいいと思いますけど、普通に考えると、当然、出資者である9電力で負担していくというふうに考えるのが一般常識だと思うので、そうすると、当然、その費用計上っていうのは、会計士に求めてくることにはなると思いますね。

○大島委員

出資額に応じて、全部もう配分が決まっちゃうんですか。3.6兆円なり、なんなりと言ったら、払わないといけないという制度があるわけですか。

○圓尾委員

いえいえ、制度は何もないので、そんなのは決まってないんですけども、基本的には、常識的にはそうですよね。大体出資額に応じての負担になる。

○大島委員

出資額までの負担なのか、出資額に応じるっていう負担なのか、どちらなのか。

○古賀副会長

すいません、古賀ですけど。今の法律の体系でいえば、要するに、批判を全く恐れなければ、電力会社は自分の出資の範囲で有限責任ですから、それ以上もう負担しませんよと言って逃げちゃうということは、論理的には可能です。法律的には可能なんですよね。ただ、そんなことが社会的に許されるのかという意味で、結局は負担せざるを得なくなるじゃないかというふうに、会計士が判断すれば、そこまで統制はされるだろうということで、固めに見積もって保守的に計上しなさいと、損失として計上しなさいと、そういう意味合いですかね、多分圓尾さんがおっしゃっているのは、大島先生、多分そういう意味だと思

うんですけど。

○事務局（田村主査）

今の、大島先生、ちょっと古賀先生のところが切れてたかもしれません。すみません。

○古賀副会長

それですね、ここはですね、確かに、何か案を示すっていうのは非常に難しいっていう議論があったんですけど、逆にですね、実は、この、こういう事態を想定した対応策がないことによって、だから進まないんだっていう理屈になるんですよ。

東電の事故が起きたときの処理は、結局、国に丸抱えみたいになってしまって、銀行が全く責任を、株主や銀行が全く1円も責任をとらなくて済んでいるというですね、そういう状況が起きたのはなぜかという、そういう事態を想定してなくて制度を作っておかなかったために、今そういうふうに追い込まれてしまって、結局、除染も今、手抜きになっちゃってるというのは、除染のコストがこれ以上かかったら困るからという逆算でこれくらいでやってねというのをやるために、もうどうやっても除染、実はその予算ではできないのに、やってることにしてるっていう、そこに根本的な原因が今、生じちゃってるんですけど、ですから、そういう意味では、決め打ちでこうすべきだっていうことは言えないにしても、要するに、こういういろんな負担が発生する可能性がある、その場合、経営問題になりますねと、経営問題になったときの答えを用意しておかないと、結局、そこは危なくて怖いから、本来やるべき処理ができなくなるんじゃないですか。あるいは、脱原発っていうのをせっかくやりたいと言っている、それがネックになってできませんねということになるんじゃないかと、そういうことは書いておいた方が、それを早く検討して脱原発を決めるとか、あるいは、脱原発決めなくても、安全基準が今度非常に厳しくなったときに、いろんな原発が廃炉を余儀なくされると、それによって、経営が傾くところがある、どんどん出てくる可能性がありますよ、それについてどう処理するんですかと、出来ればそのときに例えば、いや何か今までと事情が変更だから、それは電力会社がかわいそうだから国が負担しましょうとか、あるいは、電力料金でなんとかカバーしようという考え方もあるかもしれないけど、でも、そうじゃなくて、いやいやその安全なものじゃない

っていうことになったんだったら、安全な物しか動かせないというのは当たり前のことなんだから、その部分は電力会社の負担で、まずはちゃんとした法的処理を含めてやるべきだとか、そういう基本的な考え方として取り入れる考え方を示せたりすれば、それで早くそれを決めて処理しましょうというのは、書いた方がいいかなという気がするんですけど。

○植田会長

破たん処理のスキームの問題もありますね。これがなかったことの問題点は、あるかと思えます。

そしたら10章ですが、経済シミュレーションですね、これも重要だと思いますが、これは、試算が出てきたら、また、議論したいと思います。補足的に2章3項の放射線廃棄物問題です。これもメモ作っておりますが、もう5ページを越えているので、どうしたもんかという点がございしますが、これはこれでまた大事な問題なので、よろしく願います。

ではこんなことで、次回が29日ですから、どうしましょうか。少し早目に、5ページを標準にして文章化していただくという、大変な作業なのですが、それで送っていただいて、事務局で取りまとめていただいて、また全員に返すというか、そういう形でやっていただければと思います。日程的には29日に会議をやる。今度は、文章を読んできてもらうというようなこととなりますので、少し時間がないと読めないかなと思うので、連休明けの25日に出していただくというのはどうですか。よろしいですか。25日に出していただく、事務局宛てにですね。よろしく願います。標準が5ページということで、また様式みたいなものは、事務局にまとめていただいてもいいですか。そういうことで、願いたいと思います。

今日は、こんなことかと思うのですが、何かご指摘いただくことございますか。

○河合委員

すいません、河合ですけど。

○植田会長

はい、どうぞ。

○河合委員

僕の担当ね、高水準の安全と原子力安全・・・。

○事務局（田村主査）

二人とも今、切れてしまいました。

○植田会長

河合委員、聞こえますか。よろしいですか。今のような段取りで。大島委員はよろしいですか。

○事務局（田村主査）

二人とも、不通になってしまってます。

○植田会長

河合委員、大島委員、聞こえますか。

○事務局（田村主査）

河合先生は、つながってると思うんですけど。

○植田会長

河合委員、ご発言お願いできますか。繋がってないんじゃないかな。

○事務局（田村主査）

大島先生はつながってるようには見えるんですけど。

○植田会長

大島委員は、いかがですか。

○大島委員

はい。何がですか。今途中で・・・。

○植田会長

1月25日までに、ご担当のところ5ページを標準に文章としてまとめていただいて、事務局に送っていただくということで、お願いできますか。全体について、何かありますか。

○大島委員

よろしいでしょうか。これ、かなり多人数で、しかもおそらく、お話を聞いている限り、いろんなトーンが出てくると思うので、最終的になんて言うんでしょう、かっ、こう一つのトーンをまとめて書いていただけるということで、よろしいでしょうか。というか、かなりあれなので調整、まあ調整もちろんしながら書くんですが、最終的には全体を通して読んでくださって、全部書き直しというか、書き直しまで含めてやってくださるといふ理解で、よろしいでしょうか。

○植田会長

書き直しの要請は出てくるとは思いますけれども、最初にちょっとまとめさせていただいたように、2月8日の府市統合本部会議へ出すわけですので、それまでに最大限の努力をして、100ページぐらいのもので、おっしゃるとおりのやり取りをしながらまとめますが、細部にわたる調整は、残る可能性はありますので、それはまたパブコメなんかも受けながらまとめていくと、それで、100ページのを渡して読みなさいというだけじゃなくて、10ページぐらいの要旨みたいなものにまとめた方がいいんじゃないかとか、あるいは100ページのものは、むしろ言いきれなかったことが多すぎるので、もうちょっとちゃんとしたものを作るべきでないかというようなことは、もう一回29日のときにでも議

論させていただきます。そういう段取りです。河合委員、何か。

○事務局（田村主査）

河合先生から携帯に電話が。

河合先生、すみません、スカイプをもう一度、繋げていただきたいんですけど。今、まだ繋がってなくてですね。

○高橋委員

先に、ちょっとよろしいでしょうか。

○植田会長

はい、どうぞ。

○高橋委員

今日の会議で、特に前半で一番議論が盛り上がった、倫理的脱原発と経済的脱原発っていう話は、4章の辺りなりですね、ちゃんとその考え方を示すということだと思うんですけども、これはどなたがやるという理解になっているのでしょうか。会長がやってくたさると。このままいくと全然出てこない可能性があるかなと思って。

○植田会長

そうですね。原案を誰かに書いてもらった方がいいな。高橋委員どうですか。

○高橋委員

それが来るかなと思って何も言わなかったんですけど、だれも言わないから。じゃあ、書きます。

○植田会長

よろしくお願いします。また、相談させていただいて。はい、ありがとうございます。

○事務局（田村主査）

スカイプは繋がらないようで、今、電話でお話していただけますか。

○植田会長

ああ、そうですか。もしもし。河合先生、どうぞ。今ご発言ください。私の方で伝えます。先生の書くところについて、何か。つまりこれは、単に技術的な水準の問題だけではなくて、決め方の問題があるのじゃないかという主旨が、どうやって決めていくとかいいう話が入りますよね、だから、基準だけじゃないですね。だから、佐藤委員とご相談いただいて、分担していただけるとありがたいなと思うのです。よろしく願いいたします。これで終わりです。ありがとうございます。大丈夫です。書いていただけるということです。じゃあ、これで終わりにしてよろしいですか。

○事務局（加藤理事）

すみません、大阪府から、ちょっと一言、1点だけお話をさせていただきたいんですけども、パブコメという話が何回か出てきましたが、我々としましたら、エネ戦会議としての提言についてですね、それをそのままパブリックコメントにかけるつもりは、予定はしてなくて、その提言を踏まえてですね、行政として戦略案を作ってから、それをパブリックコメントにかけて最終形にしたいと思っておりますので、度々発言の中で、パブコメを聞きながらまた修正というお話が出てましたけども、その修正というのは基本的にはないということでございまして。ただ、府市統合本部会議に報告をいただいてからのちですね、その日の議論を踏まえて、のちの修正というのは、当然あり得るということで理解いたしておりますので、そういうことでよろしく願いしたいと思っております。

○植田会長

今の点よろしいですか。だから、その府市統合本部会議で報告したのに対して、ご議論があると思うので、そこは受けて、それで報告書にするということですね。よろしいですか。

○高橋委員

ということは、2月8日にその府市統合本部会議に報告をなされるわけですよね。その後にもう一回、この会議が開かれるということになるわけですか。

○植田会長

した方がいいんじゃないですか。そういうことになります。

○事務局（加藤理事）

そこは、やる必要があるというご意見であればですね、開催させていただきますし、例えば、メールで済むということであれば、そういう形でやりますので、いずれにしても、やる必要があればやらせていただくという。

○植田会長

予定しておいていただいた方がいいですね。

○事務局（加藤理事）

分かりました。

○植田会長

意見が出る可能性は十分あり得ますので。予定だけとっておかないと。

○古賀副会長

かなり出るんじゃないかと。

○植田会長

分かりました。そういう想定をさせていただきます。統合本部の会議を受けたこの会議については、事務的にお願いできますか。よろしいですか。どうも、お疲れさま、ありがとうございました。これで終わります。

○事務局（東理事）

どうも、長時間にわたってありがとうございました。最後、会長の方でおまとめいただきましたように、次回、1月29日の火曜日10時から、ここ大阪市公館で開催させていただきますが、それに先立ちまして、1月25日の金曜日までに、5枚程度の原稿を事務局の方へお願いできればというように思っております。書式等については、また事務局の方からそれぞれご連絡をさせていただいて、資料や原稿についても、それぞれ各委員の方にお送りさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

—了—